

答弁書第一一七号

内閣参質一九三第一一七号

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての
発言に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

河野克俊統合幕僚長の御指摘の発言は、記者からの質問を受けて、「憲法という非常に高度な政治問題でありますので、統幕長という立場から申し上げるのは適当ではない」と明確に述べた上で、個人としての見解を述べたものであり、政治的目的をもって発言したものではないことから、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為に該当せず、「自衛隊員の服務の宣誓及びそれが基づく法令に違反する」、「自衛隊法等の法令に違反するとともに、何よりも憲法尊重擁護義務に違反するもの」及び「立法府軽視も甚だしい実力組織の長として極めて不適切なもの」などの御指摘は当たらない。

